

## 令和6事業年度 退職者医療関係業務事業計画

令和6事業年度における退職者医療関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 国民健康保険法（以下「法」という。）附則第17条の規定に基づき、被用者保険等保険者からの拠出金の徴収及び都道府県に対する療養給付費等交付金の交付等を行うものである。
2. 下記3の療養給付費等交付金の交付に要する財源等に充てるため、被用者保険等保険者から法附則第10条第1項の規定による拠出金として、

療養給付費等拠出金	—
事務費拠出金	25,845 千円
計	25,845 千円

を徴収することを予定している。

3. 法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金として、

52 千円

を交付することを予定している。